

第2回投資等ワーキング・グループ 議事概要

1. 日時：平成29年9月26日（火）13:00～14:07
2. 場所：合同庁舎4号館2階共用第3特別会議室
3. 出席者：
 - （委員）原英史（座長）、吉田晴乃（座長代理）、大田弘子（議長）、
飯田泰之、森下竜一
 - （専門委員）村上文洋
 - （政府）前川内閣府審議官
 - （事務局）田和規制改革推進室長、窪田規制改革推進次長、林規制改革推進次長、
西川参事官
 - （法務省）民事局 村松参事官
 - （日本商工会議所）産業政策第一部 荒井恒一理事・部長、清水繁課長、小倉政則補佐
 - （都銀懇話会）久保田栄参事役（みずほ銀行ストラクチャードファイナンス営業部営業
店ソリューション室）、長谷川卓グループ長（三井住友銀行総務部法務室）
4. 議題：
 - （開会）
 - 議題1 債権譲渡による資金調達の促進
 - 議題2 規制改革実施計画（平成29年6月）の今年度上記までの実施状況
 - （閉会）
5. 議事概要：
 - 西川参事官 「規制改革推進会議 第2回投資等ワーキング・グループ」を開催いたします。
 - 委員の皆様におかれましては、御多用中、御出席をいただきましてありがとうございます。
 - 大田議長と森下委員がおくれて御出席と伺っております。
 - 八代委員は御欠席ということでございます。
 - ここからの進行は座長、お願いいたします。
 - 原座長 議題1「債権譲渡による資金調達の促進」です。さきの通常国会において債権譲渡に関する見直しを含む改正民法が成立したことを受けて、債権譲渡の促進に関する御提案が日本商工会議所及び都銀懇話会から寄せられているところです。これは成長分野への資金供給の円滑化に資するものと考えられます。

こうした状況を踏まえ、本日はまず法務省さんから改正民法の立法趣旨、解釈、改正法の下での取組方針などについて御説明をいただきます。その上で日本商工会議所、都銀懇話会様から御提案の内容について御説明をいただきたいと思っております。御意見、御質問は最後にまとめてお願いをいたします。

では、まず法務省様からお願いいたします。

○法務省（村松参事官） 今、御紹介いただきました法務省民事局で参事官をしております村松と申します。本日はよろしくをお願いいたします。

今日はまず債権譲渡の制限特約に関する民法の改正、この内容について御説明ということで、法務省から本日、資料をお出ししております。そちらの資料を御覧いただきながらお聞きください。

実は債権譲渡の制限特約を利用しました資金調達の話、これはなかなか法律問題としても難しい分野と言われてございまして、法律家であっても理解するのが難しい部分があります。それで今回、資料を用意いたしましたけれども、もしかしてなかなか分かりにくい部分があるかもしれませんが、後ほどまた質疑等もあると伺っておりますので、そのときにでも不明な点は聞いていただければと思います。よろしくをお願いいたします。

まず債権を利用した資金調達というものの兼ね合いで、債権譲渡という概念について御説明をしたいと思います。資料にございますが、債権譲渡というのは債権者Aが債務者Bに対して持っております債権、売掛債権などありますけれども、そういったものを売買等、いろいろな原因がありますけれども、債権を第三者Cに移転する行為を債権譲渡と申しております。

債権譲渡の目的も正直申し上げていろいろございまして、売買して代金を得る。そういう意味での金銭化の目的でありましたり、あるいは債権を担保に供して資金調達する。これが正に今日後ほど御説明する文脈で使われる用途になります。こういったことがされるというところで、右側に簡単な絵がございますけれども、AとBというものがあって、AがBに対して債権を持っている。お金をくださいなという話になる訳ですけれども、それをCに譲り渡す。そうしますと債権者がCに変わります、Cに対して債務者が弁済するという形で進行することになります。

これに対しまして今日正に取り上げていただくのが譲渡制限特約という特殊な法律の問題というものがございまして、これを続いて説明いたします。そこにございますように、譲渡制限特約といいますのは債権の譲渡、これは基本的には自由だと言われていたのですが、これを禁止したり、あるいは制限したり、こういう特約を結ぶということを申します。債権者と債務者、先ほど御覧いただきましたAとBとの間で譲渡制限の特約を締結することが行われております。実はこの譲渡制限特約を入れるという慣行みたいなものは、非常に世の中の的には広く行われていると言われております。

そもそもこの特約の意味というのを理解するために、緑の枠囲いがございますけれども、まず民法の一般的な原則をそのまま当てはめるとどうなるのかというところから確認とい

うことなのですけれども、まず債権者Aと債務者Bとの間の特約の効力というのは、民法の原則によりますと当事者間で約束しただけですので、当事者間だけを拘束するというのが原則になります。したがって、これをもし特約そのまま考えればということですが、譲渡制限特約というものがされていまして債権を譲渡してしまうこと自体は有効に行ってしまうというのが民法の普通の考えで言えば原則ということになります。したがって、債務者は譲受人でありますところ第三者Cから弁済を求められたら、そちらに支払わなければいけないんだというのが基本になりまして、ただ、特約に違反したのだからということで、債務者は譲渡人になってしまった債権者Aに対して例えばですけれども、損害賠償の請求ができるのですとか、契約違反の追及ができますというものが基本になります。

しかし、現行の民法、改正前の状態の民法は、普通であればこれで終わるところの譲渡制限特約に非常に強力な効力を認めております。右下の図も御覧いただきたいのですけれども、どういうことかといいますと、譲渡制限特約が付された債権の譲渡は無効にしてしまう。普通であれば当事者間ですので無効になんかならないということなのですけれども、民法はそこを強めておりまして、無効になる。したがって、債務者としては譲渡が行われたという話を聞いたとしても、譲渡人、元々の債権者であるところのAとの間で引き続き取引を続けなければいいんだというような扱いになるということでございます。

このような特別な効力を認めた趣旨に関しては諸説あるのですけれども、一般的な理解として言いますと、債務者の利益を図ってあげるということであると言われております。債務者の利益、具体的に言いますと弁済の相手方を固定することだと一般的には言われている。弁済をする相手方を自分の見知った取引の相手方としておくことによりまして、円滑に信頼できる相手方と取引ができる。あるいは場合によっては相殺を利用したような形の取引の安定を図ることができる等々、そういったような形でとにかく弁済の相手方、取引の相手方を固定しておくという利益は非常に意味があることだ。このような理解でこういう規定が置かれていると言われております。これがまず現状の民法の基本的な考え方になります。

続きまして2ページ目を御覧いただきたいのですけれども、これとの兼ね合いで今日御説明する内容というのが、ここに書いてあります資金調達における将来債権譲渡の活用という文脈です。近時、債権譲渡、特に後ほど説明しますが、譲渡担保という形での債権譲渡を利用した資金調達が、特に中小企業の資金調達手法として脚光を浴びておりまして、より広く活用したらいいのではないかとされていると承知しております。※にございますけれども、例えば中小企業さんが自分が持っております現在あるいは将来の売掛債権を担保として、原資として資金調達を行うことができるというのではないかといいことが言われているところでございます。

譲渡担保という言葉が今、少し出ましたけれども、それはどういうことかといいますと、正に資産を担保にする1つの手法というのが譲渡担保です。担保化の目的で債権に限らないのですけれども、動産や債権等々の権利を形式的に移転して資金を融通する。今回で言

例えば例えば金融機関、銀行ですけれども、そちらに移転することが行われます。ただ、ここでの移転は形式的ですので、融資に対する返済が滞ったりしなければ、最終的には元の中小企業が普通に債権を持つという状態になるということになります。

例えばというところですが、ゼネコンが債務者である。ゼネコンに対していろいろと納入したり、下請という立場にある債権者がいるといたしますと、ゼネコンに対する債権は非常に優良な、恐らくちゃんと支払いがあるだろうという債権になりますので、担保としての価値は非常に高いものがある。そういったものを例えば今後1年間発生するような請負代金債権を担保として金融機関に提供いたしまして、それで資金調達を得る。こういうことができますと例えば保証に頼る必要もない。むしろ事業の収益力に見合ったような形での資金調達がうまくできるのではないか。こういったような問題意識だと認識しておりますけれども、そういった譲渡担保を利用した資金調達というものに、正に債権譲渡というものが使えるのではないかという話がございます。

もう少し具体的に申しますと、右側の図を御覧いただきますと、債権者AとBがおりまして、債権譲渡担保という形でAが持っている債権をC、金融機関に今、譲渡をするという形になってまいります。平時と書いてありますけれども、特にデフォルトが起きていない状態であれば、通常のやり方は恐らくこうだということですが、債務者は債権者に対して従前どおり弁済をし続ける。その上で融資の返済という形でAはCに対して支払いをしていくというのが基本になります。

それに対して右下の部分にピンクの矢印がございますけれども、Aの返済が滞ってしまった。デフォルトが起きそう。こういう状態のときどうなるかといいますと、今までは債権者Aに対する弁済という形でよかったのですが、ここで正に債権が譲渡されたという部分が発現してまいりまして、Cの方が自分が債権者ですよという立場を主張して、今度はCに対して弁済をしていただくという形に取り扱われるというのが多くのやり方であると聞いております。

こういう形で債権の譲渡をすることによって債権者Aの財産からある意味、分離することになります。分離しておくことで正に担保としての価値が出てくるということですので、Aが例えば債務超過になって債権者がいっぱい出てきて、みんなで財産を分配するしかなかったという局面においても、金融機関としては別途取り置いておいた債権から優先的に自分だけが回収を図ることができる。正にそこに担保としての意味があるんだということで、その譲渡という形式を使うことに意味があるんだという話になってございます。

それに対する現行法の問題というところなのですが、先ほど御覧いただきましたように現行法は譲渡制限特約がありますと譲渡を無効にしてしまうということですので、正に今この担保に使うためには譲渡を有効にするという点に意味があるのですというお話をしたのですが、これが譲渡制限特約がありますとできなくなってしまうという問題がございます。

この問題の対処の仕方としては、譲渡制限特約を結んだのだけれども、制限特約を外し

てくださいということを債務者にお願いすることが考えられます。1つ目のポツでありますけれども、そういうことも考えられるのですが、しかし、なかなか債務者の承諾を得ることは難しい。そういう面倒くさいことは余りしたくないですねというお話のようなのですけれども、なかなか債務者の承諾が得られないといった問題がありまして、その下の矢印ですが、結局この譲渡制限特約に特に民法が債権の譲渡を無効にするという強い効力を認めている。このために中小企業が今、申し上げたような譲渡担保を利用した資金調達をするに際して非常に障害になっているのではないか。このような指摘がされていたということでございます。

今回の民法改正を行っておりますけれども、その途中でも中小企業の団体の方やABL協会、経産省、そういったところから改正要望という形で譲渡禁止の特約を何とかする必要があるのでないかという御指摘をいただいております。

ただ、他方で反対は経団連等と書いておりますけれども、先ほど申し上げましたように債務者の立場からいたしますと、譲渡制限特約があるおかげで知らない人とおつき合いする必要がなくなっているというメリットが多々ありまして、債務者からの反対もあります。したがって、法制審議会における検討の部分なのですけれども、確かに中小企業の資金調達の円滑化に支障が生じないようにする。これは1つ考えるべき点だというのはコンセンサスがあるのですが、しかし、他方で相手方を固定したいという債務者の利益も配慮が必要ではないか。単純に特殊な効力を全部外してしまえばいいという話ではうまく利害調整はできないという話になっておりまして、それで3ページ目なのですけれども、改正法は非常に複雑な、ある意味、技巧的な調整を行っております。

改正法の内容ですが、資金調達の円滑化を阻害すると指摘されておるその問題、正にここをクリアするためには、まず譲渡制限特約が付されていても債権譲渡の効力は妨げられない。つまり有効だと扱わないと担保ができませんので、まずそこは押さえましょうということにいたします。その上で弁済の相手方を固定しなければいけない。ここの部分についてどう対応するのかというのが課題となるのですけれども、ここにございますように、債務者は基本的に元の債権者、譲渡人になりますが、それに対して弁済してくればいいですよ、それで構いません。そうすれば譲受人に対しても対抗できます、免責されますというルールを別途設けることにいたしました。したがって、譲渡は有効という形態は取るのだけれども、弁済の相手方は譲渡人で構わない。そういうのでよろしいのであればいいのではないかという話になってございます。

しかし、この話は債権者である譲渡人がびんぴんとしている状態ではいいのですけれども、先ほど申し上げたようにデフォルトになったときにそれでは困るよねと。結局、一度債権者に支払われてしまうことになってしまうので、それでは困る。ではそこをどうするのかというのが、その下の譲受人の保護という部分の2つ目のポツです。こちらに書いてございまして、譲渡人が破産した場合には供託所に供託しなくてはいけないというルールを設けることにしております。これは譲受人の方が請求するという形になるのですけれど

も、譲受人が請求しますと、それ以降は譲渡人に払ってはだめですよ。そのかわり供託所に供託してくださいという形になります。供託所というのは国の機関ですので、そういう形であれば知らない人とおつき合する訳でもないという部分も配慮が行き届いているのではないかと理解なのですけれども、そういったような形で担保として利用するに当たっても、ちゃんと使えるという手当をしながら債務者の相手方固定の利益という部分にも配慮をする。このような形でかなり技巧的なのですけれども、改正が行われたということになっておりまして、施行は2020年、3年後になります。今回の改正はかなり大規模な改正で、この改正事項も重要なのですけれども、200項目程度ある改正の1つになっておりまして、2020年の施行を目指しているところになってございます。

最後、4ページ目ですけれども、今、申し上げましたようなところでリーガルな問題はひとまずはクリアというところではあるのですが、実務上の懸念としてなお示されている部分がございます。それはどういうことかといいますと、譲渡制限特約が付された債権の譲渡、これは法的に有効だということになった訳ですが、しかし、債権者、債務者の間で一応特約というものがありまして、譲渡制限特約というものを結んでいて、その特約に違反したことを理由にしまして債権者、債務者の間の元々あります契約関係を解除されるリスクがあるのではないかと。そうになってしまうと例えば取引の打ち切りといったことにつながりまして、結局その後、債権が発生しないということになってしまうのだとすると、結局その債権を担保にするという目的が達成できなくなってしまうのではないかと。こういうおそれはないのかしらという指摘がございます。

改正法の下でどういう解釈論があるのかというと、法務省の方では次のように説明しております。改正法では債務者は基本的に譲渡人に対して弁済すればいいですよ。つまり相手方の固定の利益というのはしっかりと保護しております。したがって、そういった期待はちゃんと保護された状態になっているというのがまず前提になるはずですよ。そうしますと、以下の解釈ができると書いてありますけれども、改正法の下ではということですが、譲渡制限特約が弁済の相手方を固定する目的でされた。正にそういうものが普通ですけれども、その場合には債権譲渡は必ずしも契約の趣旨には反しないんだ。債務不履行になる。これはならないでしょう。このように理解することができるのではないかと。あるいは債権譲渡がされたとしても、債務者としては相手方固定の利益は与えられておりますので、そうだとすると特段その債務者にとって不利益はないはずだ。それにも関わらず、契約解除等を行うというのは非常に合理性の乏しい行為だと言えるだろうということ、権利濫用等にも当たり得るということ、こういった解除は法的に見るとなかなか難しいという問題、そのように位置づけるべき問題ではないかと考えておりまして、我々としても例えば国会の審議の中でもこういった説明を差し上げておりますし、一般に対する周知の機会、説明会の機会等々あるのですけれども、そういったところでもこういった説明をさせていただいているところでございます。

ただ、今後の課題ということで、安心して債権の譲渡担保を進めていくためにはという

ところですが、私ども法務省の立場からいたしますと民法が非常な阻害要因になっていたということで、今回改正を行いまして、先ほど申し上げたような形でリーガルな意味では障害はクリアされたのだろうと理解しております。ただ、実際に譲渡担保を利用した資金調達を安定的に行うという観点から言いますと、こういったリーガルな問題がクリアされただけでは、足りない部分があるというのは恐らくそのとおりなのではないかという気がいたします。

とにかくリーガルな問題は整理できたとしても、例えばトラブルがそこにあって、私はやはり嫌なんだよという形で債権者、債務者間でトラブルが起きてしまうということが現実にあるといたしますと、やはり手を出しにくいなという話にもなりかねないということだろうと思ひまして、そういった部分になりますと法務省としてはリーガルな問題ではない部分、正に世の中の常識といいますか、慣行といいますか、譲渡担保を利用した資金調達に正に使うことは合理的な行為だと、正直、私ども思うのですけれども、そういったことを妨げるようなことをやっては余りよくないよねというような問題意識あるいは常識的なものが、経済界の中で慣行として確立していくことが必要になってくる部分が正直あるのではないかと考えてございまして、私どもとしては少なくとも法改正の趣旨なんかはしっかりと説明していつているつもりではあるのですけれども、そういった部分が何かあるのかもしれないと感じておるところでございます。

時間を超過して申し訳ございませんでした。以上でございます。

○原座長 ありがとうございます。

次に日本商工会議所様からお願いいたします。

○日本商工会議所（荒井部長） 日本商工会議所の荒井と申します。今日はこのような場をいただきましてありがとうございます。

私どもの資料1-2をご覧ください。債権譲渡は今、法務省からお話がありましたが、取引において、中小企業が債権者で、取引をしている大企業が債務者、譲受人としての金融機関、こういう三者が典型的な例でございます。

スライドの1ページ目は、債権譲渡は企業の資金繰りの円滑化には役立つということですが、実際には債権譲渡禁止の特約がつけられている場合が多々あります。法務省のご指摘と同様に、大企業は第三者に債権譲渡されるときに対応に手間がかかるとか、あるいは場合によっては反社会的な組織が絡んでくるということで、特約がつけられている場合が多いのではないかとということでございます。今般、民法が改正されて、譲渡制限特約が付された場合でも債権譲渡が有効になったということでもありますけれども、今から申し上げますが、課題が幾つかあると思っております。

2ページ目の中小企業の概況は省略いたしますけれども、基本的には中小企業の投資の原資は内部留保と借りに尽きるということだと思います。そういう意味では円滑に借りに入ることができるような環境整備が大事だということでございます。

3つ目のスライドになりますけれども、実際に譲渡制限特約は特に取引の関係の中で、

大企業と中小企業で力関係が明確な場合ほど多く見られます。中小企業が、譲渡制限特約がある債権を担保などのために譲渡しようとする場合、債務者である大企業側の承諾を得る必要がありますが、これはなかなか難しいことが多いです。大企業側としては、知らない第三者に債権が行ってしまうとか、場合によっては反社会的な勢力から請求されることが懸念としてございます。今回、特約違反を理由に契約を解除することは、法務省は権利濫用等に当たり得るということで、国会で御答弁をいただいておりますけれども、実際には仕組みとしてまだ課題が残っているということだと思えます。

それが4枚目の資料になりますけれども、図の左側の金融機関で、債務者、大企業からのレピュテーションリスク、つまり、金融機関が契約違反行為を勧めたのではないかなというような批判にさらされるという御懸念があると思っております。それから、やはり譲渡制限がついていると評価がどうしても低くなりますので、その回収不能リスクをどのように考えるかということがあると思っております。したがって、金融機関側の対応が、従来どおり債務者である大企業の承諾を取ってきてくださいというような形になって、債権譲渡の活用がなかなか進んでいかない可能性があるということでございます。

図の右側の企業サイドですが、中小企業自身を含め、商慣行の問題があると思っております。ひとつは、債権譲渡の相談に行くことにより、会社の財務状況が危ないのではないかなという風評被害が発生することを恐れる、懸念するということがあります。もうひとつは、やはり制限特約がありますので、特約違反を理由として契約を解除する、あるいは今後は取引しませんよということと言われるのではないかなという懸念ということですね。これは法務省は権利濫用に当たり得るということで答弁いただいておりますけれども、取引の中で国会答弁があったから大丈夫だという感じにすぐなるかということ、慣行を変えていくことが大事になってくるかなと思っておりますので、そこは何とかこの取引慣行を関係者がいろいろな手立てを講じて変えていくことが必要なのかなと思っております。

5つ目のスライドが、私どもが従前から申し上げてきたお話でありますけれども、左下に赤く記載をしておりますが、取引慣行を確立していくことであります。1つは金融機関さんの御懸念への対応です。レピュテーションリスクに関しては譲渡制限特約付きの債権の担保取得をしてもコンプライアンス上、問題はないということを確認していくということで、方法としては、金融検査マニュアルなどが考えられます。検査マニュアル自体はもしかしたら見直しなり、廃止なりという報道が出ていましたが、金融界の中で何らか位置づけを明確にしていく必要があります。

もう一つは、回収不能リスクの問題がありますので、担保評価について明記していくことかなと思っております。金融検査マニュアルのQ&Aでは、譲渡禁止特約がついていないことが前提で担保として扱うという記載ぶりになっておりますので、そこは今回の法改正に合わせて何らか見直しがされるといいのかなと思っております。

右側の企業側のお話ですけれども、これもやはりいろいろな契約書のひな形みたいなものがありますので、その中に譲渡を容認していくような例を記載して、これをいろいろな

局面で広げていくということが重要であると思います。その際は金融機関もそうですけれども、いわゆる金融機関、銀行以外にファクタリング会社などもありますので、そういうところも含めて譲渡が普通にあり得ると記載し、それを広めていくということかなと思っています。

難しいのは、一方で先ほど申しました反社会的勢力に関係する譲受人に債権が渡るとは非常に心配なものですから、そういうものをうまく除外ができるのかどうか。これは知恵を絞っていくことかなと思っています。

それから、先ほどの法務省からの権利濫用のお話ですけれども、これもやはりいろいろなところで周知をしていただきたいと思います。

それから、下請中小企業振興法の振興基準というものがございまして、その中に記載が実は今もされていまして、最後のページに御参考というものをに入れてございまして。アンダーラインを引いてはありますが、金融機関と親事業者、下請事業者双方で確認した適切な相手先に対しては、譲渡又は担保提供を禁じない内容にするよう努めるということで記載はいただいているのですが、「親事業者と下請事業者が双方で確認した適切な相手先」ということは、結局は下請事業者の方が親事業者の方へ了解をとらなければいけないということでもありますので、なかなかハードルも高いかなということでもあります。したがって、この下請中小企業振興法の振興基準が実際に、これはこれで一步前進だと思っていますけれども、もっと実態に合うような形で見直しをしていくことが必要です。もう少し申し上げれば、下請法の適用対象というのは取引全体の中で少なく、全体の15%ぐらいの取引だけに限定されます。したがって、一般のそれ以外の取引も対象にするようなルールが何か作れないかということもございまして。

指針とかガイドラインを策定すべきということをそこに記載しておりますけれども、例えば独禁法で何かできないのか。これは優越的地位の濫用に当たるのか当たらないのか、そういう法理の問題もあるかと思っておりますけれども、検討に値する部分があるのかなと思っています。

また、契約打ち切りが何となく念頭にありますけれども、実際の取引の現場の中では多分、打ち切りまではいかないけれども、もう少しソフトな形で不利益を示唆するとか、そういうこともあるかと思っておりますので、そういうことも含めて是正というか周知を図っていく。いろいろな人がいろいろなところでそういう対応を図っていくこと自体が取引慣行を変えていく力になるのかなと感じております。

以上でございます。

○原座長 ありがとうございます。

続きまして、都銀懇話会様からお願いをいたします。

○都銀懇話会（長谷川グループ長） 都銀懇話会でございます。本日はお時間を頂戴してありがとうございます。

三井住友銀行総務部法務室の長谷川と申します。

2人で来ておりまして、お隣に座っていらっしゃるのが、みずほ銀行のストラクチャー
ドファイナンス営業部の久保田さんになります。本日はこの2人でプレゼンをさせていた
だきますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

2人のプレゼンの分担ですが、プレゼン資料はお手元の資料1-3を御用意させていただ
いております。私、長谷川は今、申し上げたとおり法務部門の人間ですので、表紙を飛
ばして前半部分1-3ページを、主に本件要望に関する制度面での御説明をさせていただ
きたく存じます。そして、後半部分4-6ページは債権流動化、ABLの実務に精通されてい
らっしゃる立場から、現在又は法改正後に想定される問題点等々につきまして、みずほ銀
行の久保田さんより説明をさせていただきます。

まず私、長谷川から制度面の説明をさせていただきます。

1ページ目、一番上の四角囲みですが、先ほど法務省さんからの御説明にもありまし
たとおり、現行民法では当事者間の契約によって債権譲渡禁止特約が付されている場合の債
権譲渡は原則無効とされており、日商さんの御説明にもありましたとおり、中小企業等の
保有する売掛債権に譲渡禁止特約が付されている場合には、当該債権を担保とした、若し
くは流動化による資金調達に障害となっていることが指摘されております。そして、これ
も御案内のとおりですが、今般の債権法改正によって債権譲渡制限特約が付されても債権
譲渡自体が有効とされたため、債権を担保とした資金調達が活発になることが期待されて
おります。

なお、新制度は言葉だけを聞きますと法務省さんには大変申し訳ないのですが、譲渡制
限特約がついているのに譲渡ができるという、一見すると言葉だけだと少し分かりにくい
制度になっております。しかしながら、先ほど法務省さんから御説明をいただいたとおり、
三者のバランスをとったいい制度ではないかと思っております。この難しい制度を理解
するということは必要なのですけれども、新制度の正確な理解を前提とすると、我々はこの
譲受人、債権を買わせていただく、ないしは担保をとらせていただく立場にあるのです
が、金融機関にとっても良い制度であると評価をさせていただいております。もともと、
これも先ほどから指摘されているとおりなのですが、新制度には民法のみで解決できない
問題、すなわち大企業さん等を典型とする強い債務者による契約解除、取引停止の可能性
が残ることが指摘されていまして、これは先ほど日商さんの御説明のとおりであります。

1枚おめくりいただきまして2ページ目を御覧いただけますでしょうか。問題点として
指摘されているのは、赤で商取引解除と書かれているとおり、繰り返しになってしまうの
ですけれども、上の四角囲みのおりでございます。譲渡制限特約の付された債権を債
務者の承諾を得ずに譲渡した場合、これを便宜的にこれから無承諾譲渡と言いますが、こ
れは改正民法上は有効ということになっております。しかし、資金調達や融資の支援の継
続等を目的とした無承諾な譲渡であっても、なお債権者（譲渡人）と債務者間の合意に違
反する行為であるということで、譲渡人の債務者に対する債務不履行を構成し得るとして、
債権発生原因たる契約の解除若しくは契約更新の見送り、それから、先ほど日商さんから

もございましたが、あつてはならないことと思うのですけれども、大企業が中小企業に対して事実上、発注停止をするなどの問題点が生じる可能性が指摘されているところです。

そして、さらに原因契約の解除等を結果的に惹起した譲受人、これは我々ですけれども、金融機関等にもそんなことをしていいのかということで、コンプライアンス上の問題が生じないかということが懸念されているところでございます。

本日の要望は、改正民法の趣旨に鑑みまして、これらの取引解除可能性を合理的に排除する施策が必要ではないかというものでございます。下に移っていただきまして3ページを御覧いただけますでしょうか。具体的な要望内容を申し上げます。

まず1つ目、原因契約の解除を規制する政策上の手当になります。これは法務省さんの御説明、日商さんの御説明にかなりかぶるところがあるのですが、これは中小企業の資金調達の妨げとなる原因契約解除等の規制・牽制をしていただきたいというものでございます。具体的には資金調達・融資の支援継続などを目的とした無承諾譲渡だけを原因とする原因契約の解除は禁止する旨の独禁法ガイドライン又は下請法の改正・明確化を行うことを要望いたします。

また、改正民法の趣旨を踏まえて譲渡制限特約が盛り込まれている業界のひな形を改訂することも対策として考えられるのではないかと考えています。

次に2つ目ですが、これは我々金融機関自身の問題でもあると考えているのですが、無承諾譲渡の譲受人がコンプライアンス違反とならない体制整備のための手当であります。金融機関としても中小企業の資金調達の円滑化を目的として、譲受人が安易かつ高圧的に無承諾譲渡を助長することは厳に慎むべきと考えております。つまり「お客様が契約違反になってもよいから、その債権をうちに売ってよ」ということを金融機関が安易にやるということは、厳に慎むべきであると考えています。しかし、懸念しているのはそのようなことではない、新制度に照らして問題ないと考えられる事案についてです。つまり譲渡人たる中小企業の真の資金調達等のニーズに基づくものであったとしても、譲受人にコンプライアンス上の問題がなお残るのではないかということで、この制度の活用にブレーキがかかってしまうことを懸念しております。

具体的には以下の2点について要望させていただいて、金融機関の方でもみずからの問題として関係当局と引き続き協議をしていきたいので、そのお力添えを要望したいと考えております。

1つ目は、譲渡制限特約付の担保評価の見直しであります。現在は先ほどの日商さんの御案内にもありましたように、金融検査マニュアルにおいて売掛金担保が一般担保として取り扱っていただくためには、譲渡禁止特約が付されていないことが前提条件とされています。これは現行法において、法務省さんからも御説明にもありましたけれども、譲渡禁止特約債権の譲渡というのは原則的に無効だということを前提にした記載と思われませんが、この点、改正民法の下では原則有効となりますので、所定の体制整備をすることによって有効に計上できるというようなメッセージを何らかの形で発信していただくことを要望い

たします。

2つ目は、1つ目とも関連するのですが、譲渡人にとって真に必要な譲渡であるということ担保する体制整備をすることを前提として、譲受人、金融機関等のコンプライアンス違反にならない旨のメッセージを何らかの形で発信していただくことを要望いたします。

要しますと、これまでの三者の御説明をお聞きいただいて、至極当然の制度が阻害されないための共通認識を作ることを、要望したいと考えております。

ありがとうございました。私からの説明は以上のおりです。

○都銀懇話会（久保田参事役） みずほ銀行のストラクチャードファイナンス営業部で債権譲渡（債権の流動化）と、動産とか債権の担保（アセットベースドレンディング）の実務を担当しております久保田と申します。よろしく願いいたします。

早速ですが、次の見開きで4ページですが、今回の要望の背景とか活用の必要性を少し詳しく説明したいと思います。

まず1ですが、現在の債権の活用状況として、今回の活用の対象である売掛債権の市場残高を見てみたいと思います。直近の残高で言いますと日本の法人企業統計調査で売掛金・受取手形の残高は約217兆円です。そのうち手形が1割程度ありますから、残りが売掛金8～9割という状況でございます。

そのようなマーケット残高の中、実際にそれらがファイナンスに使われているかというところで見ると、売掛金の流動化（債権譲渡）で約4兆円になっております。あとはABL（債権と動産の担保）ファイナンスですが、統計上ですと運転資金として使われているのが、在庫のみのファイナンスも含めて約4,000億円程度となっております。また、大企業が支払企業になるケースが多い一括決済残高は、約10兆円というマーケットになっております。ちなみに国内の法人向け貸出残高、銀行では300兆円で、うち中小企業向けは200兆円というのが大体日本のマーケットの貸出残高になっております。私どもはこの売掛債権のうち、一括決済というものを入れても1割程度の活用にとどまっていると思っております。ですから今回の改正を機に、より今までのニーズ、中小企業を中心に売掛債権を活用した資金ニーズはもっと強くて、さらに活用されるべきと考えております。

4ページの下段になりますが、ここでは拡大を阻害する要因を見てみます。大きな要因として今回のテーマである譲渡禁止特約（譲渡制限特約）という存在がございます。一般的に物を買う人、発注する人、お金を支払う側は立場が強い。そういうことがもちろん反映されてまして、商品等の売買契約、商売上の売買契約にもそういうものが反映されるということで、債務者側に有利な契約条項が入るケースが多い。その1つが譲渡制限特約と考えております。日本のメーカー等の大企業を頂点とするサプライチェーン構造、そして大手小売等の企業による強力なバイイングパワーというものが典型的な例と考えております。

そのようなニーズとしては、債務者側としては事務の軽減とか法的安定性の観点から業界慣習としての基本契約の雛形化、また、1つの企業で契約の雛形化が進められておりま

す。その中で譲渡制限特約が盛り込まれるケースが多いです。特に有名なところで言えば工事業界です。こちらは公共、民間ともに工事請負契約の約款雛形の中で盛り込まれている。あとはよくあるケースですと、不動産を借りる際に入居保証金を何千万とか差入れるケースに譲渡禁止特約がついているケースなどが多いです。

もちろん拡大を阻害する要因としては、これ以外に債権自体の信用力が乏しいとか、反対債権、相殺があったり、そもそもこの債権はどの程度本当に生じているのだろうか、その他の要因もありますが、大きな要因としては譲渡制限特約の存在があるということが事実でございます。

そのような中で、次に下の段、5ページに行きますが、支払者側、債務者側も今まで何もしていなかったという訳では当然ございません。1つの例としては資金調達スキームを提供済みである。その中でももちろん従来では手形、若しくは最近で言う電子記録債権で支払いをしたり、先ほど挙げましたが、一括決済という制度でファイナンススキームを提供したり、制度融資的な仕組みを用意したりされているケースもございます。

しかしながら、それらの手法では先ほど日商様からもありましたけれども、下請法対象企業を中心としたケースであったり、若しくは下表に説明いたしますが、ファイナンスを受けられる対象期間が限定的であったりするということがございます。

5ページの図なのですが、これは左から右に在庫を抱えている例えばメーカーさんが発注を受けて、ものを作って、売り始めて、そして締めて、と思ったらやっ手形でやってくるとか、さらに売掛で何か月後に回収できるといったようなことを示しておるのですが、特に先ほど言った従来の手形払いとかの場合は、下の方から2番目なのですが、原材料を元々持っていて資金負担している中で、発注を受けて作り始めて、作り終わったら初めて納品する。小さいものをたくさん作っているのであれば、日々債権が積み上がっていく。そこでは支払われなくて、月末で締めて、翌月払いです。そこでやっ手形が来るといったところで、手形をもらうまでの立て替え、資金負担というのは結構多い。特に譲渡禁止特約付債権が利用できると、この期間に活用できる。30~60日ぐらい活用できるというメリットがありますので、ここは1つ大きなポイントになろうかと思っています。

次に6ページに飛んでいただきたいのですが、ここで今回ポイントとなるもう一つは、やはり幅広いプレイヤー、いわゆる譲受人のことを言っておりますが、幅広い資金提供者側のプレイヤーで活用されなければいけない。大きく分けまして、我々銀行等の金融機関の他に、いわゆるノンバンクですが、大手のリース会社等もあると思いますし、貸金業者的なノンバンク、あとはそれ以外の一般事業法人などもあると思います。

この中で、今まで今日の議論の中であるコンプライアンス違反とか、レピュテーションリスクについて一番慎重なのは、我々金融機関ではないかと思っております。そうすると、例えば、それらについて余り慎重ではないプレイヤーとかでは比較的今回の改正が利用される。かつ、金融機関よりもクレジット信用力の低いお客様が多いとなると、利用されていくかもしれない。しかしながら、我々金融機関が規模的にも世の中に与える影響的が大

きいものですから、そこで活用できないと余りいい結果にはならないという懸念がございます。

そういう背景の中で最後の6ページの下になりますが、今まで御発言が日商さんから我々からもあったところですが、課題をクリアにして、法律施行時、施行まで3年弱になりましたが、そこでまずスタートできる体制を作るといったことが必要であって、施行後は一層の世の中の醸成づくりを行っていき、譲渡制限特約付債権の譲渡が懸念なくできるマーケット、世の中が必要。そのようにしていかなければいけないと思っております。

これも今までのお話とかぶりますが、それに当たっては関係各省庁とか自治体、我々金融機関もそうですが、あとは債務者側としての位置づけが強い大企業、譲渡人としての位置づけが強い中小企業、それらの各業界団体、もちろん法律家とか弁護士等の皆さんのお力も必要かと思えます。そういう各々の役割の期待に応えてまた御尽力を得て、是非スタートしていきたいと思っております。今回の改正は100年ぶりということで、うまくスタートできないと、また100年たってしまうかと思っておりますので。

以上でございます。ありがとうございました。

○原座長 ありがとうございます。

事務局もし補足があれば、簡単にお願ひします。

○西川参事官 参考資料1をつけております。参議院法務委員会で附帯決議があったということでございます。本件について資金調達の拡充につながらないのではないかと懸念を解消するよう努めるということ、政府に対して求めているということをお紹介させていただきます。

○原座長 ありがとうございます。

では委員の皆様から御質問、御意見。では吉田さん、どうぞ。

○吉田座長代理 1つ質問があります。どのように今後、運用の面でガバナンスをきかせ、コンプライアンスをちゃんと目を光らせてこれを運用で結びつけて、実際の200兆円のビジネスに結びつけていくかという工夫が物すごく必要だと思うのです。

私はブリティッシュテレコムというところに勤めさせていただいておまして、世界190カ国で10万人の体制でやっているのです。余り褒められることってないのですけれども、唯一、日本法人が毎年毎年ナンバーワンになることがあるのです。それは何かというとキャッシュの回収なのです。請求書を送る前からお客さんがちゃんと払ってくれる国ってないのです。当たり前だと思っていたのですけれども、例えばyear-on-yearで40%ずつ増えているマーケットはいっぱいあるのですが、結局キャッシュが回収できないとか、また、キャッシュコレクションのサイクルも全然違ったりとか、その国その国のwork ethics、慣行ってある訳ではないですか。ここで物すごく苦勞するのと、物すごい運用でお金を使う訳なのです。

そういった中でこれから金融市場そのものがグローバル化していて、こういった事例は海外にも間違いなくあるはずで、そういった海外の事例、ガバナンス、ルールづくり、で

き上がったものなんかもうまく利用しながら日本のガバナンスをこれから構築していこうとされているのだと思いますけれども、この辺の工夫、どのようにしていらっしゃるのか。

通信屋で言うとクラウド化すればするほど切り分けが物すごい大変になっている訳なのです。このリスクをヘッジするためにどうするかというと、できるだけクラウド化をデジタルの世界の中に見える化して、責任の分界点をはっきりさせて、実は水面下では人海戦術の運用なのです。クラウドなんて皆さんきれいなことをおっしゃいますけれども、AIやIoTとおっしゃいますが、そんな中で恐らくこういう目に見えないサービスを回し始めることは、ガバナンスの物すごく重要な部分が必要になってくると思うのですが、その辺の工夫を少しお聞かせいただければと思います。

○原座長 もし他に御質問等ありましたら、まとめて御回答いただくようにしようと思いますが、いかがですか。他よろしゅうございますか。

そうしたら私から2点なのですが、1つはまず法務省さんの最初の御説明の中で、途中で経団連さんが御反対だったというお話がありましたが、これは制度を作る段階ではもう解消して、合意されたと考えていいのでしょうかということが1つと、そうだとすると今日、日商さんと都銀懇話会さんから御提案をいただいた事項は、基本的には今回、制度改正された事項、また、国会でも御答弁されている内容についてきちんと明確にしていくということだと思いますが、これをやりましょうといったときに、どなたか嫌がられる方がいるのでしょうか。吉田さんの御質問も含めて3点、どなたからでも。

○法務省（村松参事官） では、今ちょうど私どもに対する質問ということでもいただきまして、まず経団連は途中反対しておりましたけれども、先ほど説明したような非常に複雑な仕組みを入れることで、債務者の利益、大企業の利益も保護するという形にいたしましたので、この案であれば反対しませんという形になってございます。

その上で先ほど来、出ているこういう取組については、恐らく団体としてどこかが強く反対されるというものではないのではないかと思いますけれども、他方で慣行、慣行と申し上げておりますが、個々の会社ベースになってきたときに、やっぱりちょっとなということでもうまく進まないということがあると困るのではないかと。このような話なのかなと思っております。この改正自体についてはもちろん皆さん賛成という形でなっておるところでございます。

あと、取組という面に関して言いますと、私は法務省なので具体的なことは実務の方ということではあるのですが、恐らく今できないことをやろうということでは確かにあるのですが、他方で現在でも承諾してくださる債務者であれば、うまくこの将来債権を活用した資金調達というのはできておりますというところがありますので、恐らくそういったところのノウハウはある程度蓄積はされている。ただ、今までだと承諾がないとできないよね。こういう部分について承諾なくてもいいです。譲渡制限特約とかそういうことを言うのはやめましょうというところでの話を進めたいということだろうとは思っております、ただ、逆に言いますと、そういう新しいことを始めるとなると軋轢といいます

か、今までとちょっと違うことをやろうとしている点に関して、うまく慣行を醸成していくことが必要だというお話なのかなと思ってございます。もちろんそれ以外にも実際に進めていくとなりましたら、ガバナンスの問題はいろいろ出てくるということだろうと思っておりますが、基本的にはそういうことかなという気がしております。

○吉田座長代理 例えば海外の事業者なんかも含めてバックグラウンドチェックであるとか、今後運用の中でいろいろ支障があったとか、そういう情報なんかは金融機関の間で、市場の中で共有できるような、ちゃんと新しいナレッジとして蓄積できるような運用も工夫していらっしゃる。そのようなことでよろしいですね。

○都銀懇話会（長谷川グループ長） 三井住友銀行の長谷川です。貴重な御意見ありがとうございます。

金融界におきましては、最近、顧客保護であるとか、フィデューシャリー・デューティであるとか、正に御指摘いただいたようにガバナンスの観点から、自分たちも身を引き締めているいろいろなことに取り組んでいかなければいけないというようなことがございます。ですので、これもどのようなものであっても無尽蔵に我々買いますとか、我々が買ったことによってお客様に御迷惑をおかけすることはもとより考えておりません。ですので我々もそもそも例えばお客様が、中小企業様が持っている債権を担保にとらせていただく、買わせていただくに当たっては、もしかするとこういうことが起きてしまうかもしれないということについての正確な理解をお願いした上で、そういう体制ができていないと我々も買ってはいけないのだと思っています。ですのでその辺りの体制整備をまず自分たちですべきだと思っております、そこは関係当局とも協議を続けていきたいと思っています。

しかし、そこまでやったにも関わらず、やはりおかしいのではないかとと言われてしまうと、この法制度の趣旨が失われてしまうということですので、その辺りは一言で申し上げますと、金融機関としても身を引き締めてまいりますので、是非身を引き締めた上での御協力をお願いしたいというところでございます。ありがとうございます。

○原座長 日商さん、何か補足いただくことはございますか。

○日本商工会議所（荒井部長） 中小企業、特に小さいところでは、やはり借入れが中心的な資金調達手段です。先ほど申し上げた反社会的勢力に債権が渡るのはどう見ても避けなければいけないですし、そこは制度的にどうしていくのかということ、仕組みがうまく切り分けられるのかどうかということは考えなければいけないかなと思います。

それから、多分、金融に関する技術や手法が、実態はもっと進んでいるところがあるのだと思いますので、そこはそこでまた議論していくことなのだろうと思いますけれども、今回、法制審の中でもそこまで念頭に置いて議論がされたかというところ、そこは少し疑問に感じます。私どもも実際に間接金融に頼った事業活動をしている企業を念頭に置いた議論をしていたということで、これからの課題かなと思います。

○原座長 ありがとうございます。

よろしゅうございませうか。時間でございますので、この議論はここまでとさせてい

ただきたいと思います。引き続き本件が進められるようにしていきたいと思います。本日はお越しいただきました皆様、大変ありがとうございました。また、開会が少し混乱いたしました大変失礼をいたしました。おわび申し上げます。大変ありがとうございます。

○西川参事官 ヒアリングの対象の方はありがとうございました。御退室をお願いいたします。

(ヒアリング出席者 退室)

○原座長 では、議題の2つ目でございますが、規制改革実施計画の実施状況でございます。この6月に閣議決定をした実施計画の中で、私ども担当の投資等ワーキング・グループの事項の中で、幾つか今年度上期までと言って決定している事項があって、これはこの9月末までにやっていたかないといけない事項が幾つかあるものですから、事務局で現時点で把握されている限りで結構ですので、各省庁の取組内容を簡単に御報告いただければと思います。

○西川参事官 ただ今座長から御指摘がございました、今年度上半期までの案件の状況について、主なものを御報告させていただきます。

資料がなくて恐縮なのですが、まず1番目ですけれども、官民データ活用の関係で地方自治体の保有するデータ活用について、実施計画の中で地方自治体における非識別加工情報の加工、活用について整合的なルール整備がされるように、自治体の意向を十分踏まえて意見交換の場を早急に設けるといような事項がございました。

これについてでございますけれども、実は総務省の方で今年7月から地方公共団体が保有するパーソナルデータの効果的な活用のための仕組みのあり方に関する検討会を設置しておりまして、村上専門委員もメンバーに入っております。その中に地方公共団体の方も構成員に入れている。8月29日に地方公共団体からのヒアリングを行いまして、その際に前期、当ワーキング・グループでもプレゼンしていただいた、佐賀県の多久市長さんにも意見を聞いたというようなことがあったようでございます。

2つ目でございますけれども、不動産登記のデータ整備の関係で、相続登記未了のおそれのある土地がどの程度あるかについての調査、公表を法務省中心でやるというものがございました。今年6月にその点の調査、サンプル調査を全国10カ所でやった結果を公表しておりまして、中山間地域などでは26.6%が最後の登記から50年以上経過しているということです。

3つ目でございますけれども、遠隔教育の関係で、情報セキュリティーポリシーを早急に策定するという事項もございました。これについてでございますが、今年7月から8月にかけてパブリックコメントを文科省でしておりまして、まだパブリックコメントを経た成案ができていない訳ではないのですが、今月中、今週中ということになりますけれども、成案を公表する予定であると文科省はっております。

簡単ですが、以上です。

○原座長 ありがとうございます。詳細はまた次回にお願いできればと思います。

今お話をいただいた中で1つ私が特に気になっているところで申し上げますと、最初におっしゃられた自治体の個人データの扱いについて、これは前期の私たちの会議で条例に任せるのではなくて、立法措置をきちんと検討すべきであるという議論を散々しまして、まずは自治体との間での意見交換を年度の上期までにちゃんとやってくださいということになっている訳ですが、ここがどの程度しっかりなされているのかというのは、私は、まだ疑わしいと思っています。まだ数日あるので、是非その間にしっかりやっていただけたらと思うのですけれども、その部分も含めて是非フォローをいただいて、次回教えていただければと思います。

このフォローアップの話は前回の本会議のときに少し申し上げたのですが、遠隔診療の通知について、私たちが知らないうちに私たちの意図していたものとは違う内容の通知が出ていたという問題がありました。この件に限らず、知らないうちに各省でこんなことをやって、これは済んだことになっているんですよということになることは避けたいと思っていますので、是非途中段階でしっかりと状況を聞きながらフォローアップをしていくことができればと思っています。引き続きよろしく願いいたします。

もし他の皆様から何かございましたら。では吉田さん。

○吉田座長代理 原座長のおっしゃったとおりで、地方自治体との意見交換なのですけれども、この前、政府CIOの向井さん、遠藤さんのところにプレゼンしていただきましたが、あそこでも恐らく間違いなくその個人情報のアンドをとりながらやっていらっしゃると思うのです。そこもちゃんと情報交換しながらデジタルの世界、それから私たち規制の世界で同じ方向を向いて皆さんと同じものが作れている状態にしないといけないのだろうなと思うので、その点は事務局がちゃんと連絡をとりながらやっていらっしゃるのだと思うのですけれども、そういった流れで御報告いただくと大変ほっとします。

○原座長 あとよろしゅうございますか。村上専門委員、どうぞ。

○村上専門委員 非識別加工情報に関する検討会に参加しています。本投資等WGが指摘した、各自治体の個別条例での対応ではなく法制度化の可能性検討の議論を行っています。自治体委員からは、新しく作る制度なので、条例ではなくて法律を作ってほしいという要望が出ています。一方、この制度自体が本当に使われるものになるのかという懸念があります。今後、ユースケースの検討などが行われる予定です。

○原座長 次回、事務局からのお話とともに、検討会にも参加いただいている村上さんからもお話をいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

では時間が少し延びてしまいましたが、事務局から何かございますか。

○西川参事官 次回日程につきましては、追って御連絡を申し上げます。

○原座長 では本日はこれで終了いたします。ありがとうございました。